

平成 21 年度
第 1 回岐阜県事業評価監視委員会 次第

日 時 平成 21 年 4 月 27 日 (月)

13:30~

場 所 岐阜県庁舎 9 階 9 北 - 2 会議室

○ 開会の挨拶

○ 議 事

1 委員の交代について

2 議事概要書署名委員の指名について

3 平成 21 年度のスケジュール等について

(1) 市町村事業の再評価について 【資料 1, 2】

(2) 再評価実施事業の概要について 【資料 3, 4】

(3) 事後評価の実施について 【資料 5】

(4) 現地調査の実施について 【資料 6, 7】

(5) 平成 21 年度委員会の開催計画について 【資料 8】

4 審議結果の取りまとめ

○ 閉会の挨拶

第1回岐阜県事業評価監視委員会委員名簿

新家 則之 : NPO法人シルバーサービス理事長
岩田 金治 : 岐阜県簡税会連合会常任理事
大野 栄治 : 名城大学教授（都市情報学部）
加藤 隆志 : 関商工会議所会頭
坂本 由貴 : 岐阜県コミュニティ診断士
寺本 和佳子 : 岐阜県弁護士会 弁護士
三島 喜八郎 : 岐阜県森林組合連合会代表理事副会長兼専務
◎ 安田 孝志 : 国立大学法人岐阜大学副学長
○ 和田 清 : 独立行政法人国立高専機構岐阜工業高等専門学校教授
環境都市工学科長

【本日欠席の委員】

小里 育湖 : 岐阜県商工会女性部連合会副会長
川島 三栄子 : 岐阜県芸術文化会議副会長
久富 定幸 : 岐阜県農業協同組合中央会専務理事

(五十音順 敬称略)

◎：委員長

平成20年4月22日（火）に開催された、平成20年度第1回岐阜県事業評価監視委員会において、岐阜県事業評価監視委員会設置要綱第3条の3に基づき委員の互選により選任

○：副委員長

平成20年4月22日（火）に開催された、平成20年度第1回岐阜県事業評価監視委員会において、岐阜県事業評価監視委員会設置要綱第3条の3に基づき委員長の指名より選任

平成21年度 第1回岐阜県事業評価監視委員会 席表

平成21年4月27日(月) 13:30~

岐阜県庁舎9階 9北-2会議室

< 正面 >

三島 委員 ◎

寺本 委員 ◎

坂本 委員 ◎

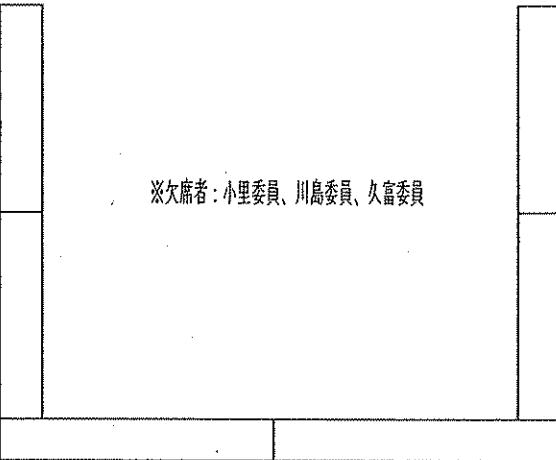
※欠席者: 小里委員、川島委員、久富委員

○ 事務局

○ 事務局

◎ 新家 委員

◎ 岩田 委員



記者席



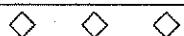
記者席



一般傍聴席



記者席



記者席



一般傍聴席



一般傍聴席



一般傍聴席



出口

○ 委員の配席は、正面に向かって右から時計回りで「50音順」です。

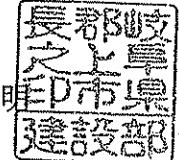
市町村等の長からの審議依頼書(写)

(別記様式1)

郡建工第1-5号
平成21年 4月 1日

岐阜県知事 古田肇様

郡上市長 日置敏



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

郡上市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 森林環境保全整備事業
- ・路線名等 林道 鎌辺～明山線
- ・工区名
- ・再評価の要件 再評価後、5年を経過した時点で継続中の事業

2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

県事業評価監視委員会に審議を依頼することが合理的であるため

3 県の事業担当課名

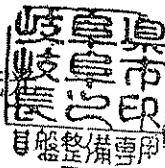
林政部 森林整備課

(別記様式1)

基河第226号
平成21年3月25日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜市長 細江 茂



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 : 総合流域防災事業
- ・河川・路線名等 : 準用河川 戸石川
- ・工区名 : 岐阜市打越字岩田ほか5地内
- ・再評価の要件 : 再評価後5年を経過し事業継続中のもの

2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

岐阜市では、河川事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価を必要とする他の同種の事業もなく、委員会の設置ができないため。

3 県の事業担当課名

県土整備部河川課

(別記様式1)

20水下第360号
平成21年3月27日

岐阜県知事 古田肇様

高山市長 土野守



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 高山市特定環境保全公共下水道事業
- ・処理区名 栃尾処理区
- ・再評価の要件 事業採択後10年を経過し事業実施中

2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

高山市では、下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価が必要とされる他事業もなく、委員会を設置できない。

3 県の事業担当課名

都市建築部下水道課



(別記様式1)

下第 288号
平成21年 3月31日

岐阜県知事 古田肇様

羽島市長 白木 義春

印

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 羽島市公共下水道事業
- ・処理区名 羽島処理区
- ・再評価の要件 再評価後10年目を迎える事業

2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

羽島市では、下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価が必要とされる他事業もなく、委員会を設置できない。

3 県の事業担当課名

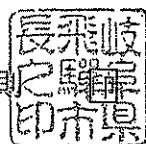
都市建築部下水道課



飛水第 1283 号
平成21年 3月25日

岐阜県知事 古田 肇 様

飛驒市長 井上久則



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 飛驒市公共下水道事業
- ・地区名 古川処理区
- ・再評価の要件 再評価後10年目を迎える事業

2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

飛驒市では、下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価が必要とされる他事業もなく、委員会を設置できない。

3 県の事業担当課名

岐阜県 都市建築部 下水道課



(別記様式1)

下水第 203-2 号
平成21年3月26日

岐阜県知事 古田 肇 様

海津市長 松永清彦



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

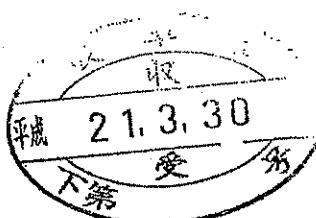
- ・事業名 海津市公共下水道事業
- ・処理区名 中南部処理区
- ・再評価の要件 再評価後10年目を迎える事業

2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

海津市では、下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価が必要とされる他事業もなく、委員会を設置できないため。

3 県の事業担当課名

都市建築部下水道課



岐阜市建区第 203号
平成21年 3月27日

岐阜県知事 古田肇様

岐阜市長 細江茂光



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼書の進達について

標記について、岐阜市則武新田土地区画整理組合から別紙のとおり岐阜県知事あて
審議依頼書の提出がありましたので進達します。



(別記様式1)

岐則新区第332号
平成21年 3月25日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜市則武新田地区画整理事業組合
理事長 上野一郎


岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

当組合が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 土地区画整理事業 緊急地方道路整備事業
- ・地区名 則武新田地区
- ・再評価の要件 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業

2 事業評価監視委員会を設置できない理由

当組合及び事業認可権者である岐阜市では土地区画整理事業に精通した学識経験者の選任が困難であるうえ、再評価を必要とする他の同種の事業も無いことから、委員会設置ができないため。

3 県の事業担当課名

都市建築部街路公園課



平成21年度 再評価実施箇所一覧表

番号	担当課名	県事業		事業主体	事業採択年度	完了年度	全体事業費 百万円	事業案名		路線名(地区名)	施工場所
		辅助	県単					再評価 再評価	再評価の実施区分 再評価		
1 農地整備課	○			岐阜県	H6	H32	4,089	○	県営基幹農道整備事業	下呂市中吳地区	下呂市下呂町
2 農地整備課	○			岐阜県	H7	H24	4,587	○	県営基幹農道整備事業	吉川南部地区	飛騨市古川町
3 農地整備課	○			岐阜県	H11	H22	972	○	経営体育施設整備事業	道下地区	安八郡輪之内町
4 森林整備課	○			岐阜県	H6	H23	4,350	○	森林居住環境整備事業	三倉～上ヶ流	揖斐川町(春日村、久々利村)
5 森林整備課	○			郡上市	H6	H26	1,280	○	森林環境保全整備事業	鏡辺～崩山	郡上市(明宝村)
6 道路建設課	○			岐阜県	H7	H27	6,768	○	地域連携推進事業	主要地方道多治見白川線(伊吹津志～加茂郡八百津町伊吹津志)	可児郡御嵩町大庭～加茂郡八百津町伊吹津志
7 河川課	○			岐阜県	H9	H40	9,571	○	総合流域防災事業	津屋川	海津市、養老町
8 河川課	○			岐阜県	S47	H50	18,655	○	広域基幹河川改修事業	尾川	瑞穂市、本巣市
9 河川課	○			岐阜県	—	—	—	—	牧田川流域河川整備計画策定	松瀬川、箱川、尾竹川、水間川	大垣市他
10 河川課	○			岐阜県、岐阜市	—	—	—	—	境川流域河川整備計画策定	境川、簾旗川、笑工川、荒田川、新荒田川	岐阜市他
11 河川課	○			岐阜県	—	—	—	—	土岐川流域河川整備計画策定	土岐川、堀川、紀田川	多治見市他
12 河川課	○			岐阜市	H7	H25	2,000	○	総合流域防災事業	芦石川	岐阜市
13 集路公園課	○			岐阜市則武新田土地地区面積組合	H12	H23	8,800	○	土地区画整理事業、地方道路整備臨時交付金事業	則武新田地区	岐阜市則武
14 下水道課	○			高山市	H12	H27	4,005	○	高山市特定環境保全公共下水道事業	垢尾処理区	高山市奥飛驒温泉郷
15 下水道課	○			羽島市	H2	H60	84,532	○	羽島市公共下水道事業	弓ヶ島処理区	羽島市
16 下水道課	○			飛騨市	H3	H25	15,003	○	飛騨市公共下水道事業	吉川処理区	飛騨市古川町
17 下水道課	○			海津市	H2	H32	24,224	○	海津市公共下水道事業	中南部処理区	海津市南濃町
18 水道企業課	○			岐阜県	H6	H24	20,817	○	可茂第3次拡張事業	県営水道給水区域	美濃加茂市、可児市、川辺町、長野町、高加町、多治見市
事業数計	11	0	7				4	11			
			18								

再評価実施事業の概要

県営基幹農道整備事業 1
経営体育成基盤整備事業 2
森林居住環境整備事業 3
森林環境保全整備事業 4
地域連携推進事業 5
広域基幹河川改修事業 6
総合流域防災事業(一級河川) 7
総合流域防災事業(準用河川) 8
土地区画整理事業、地方道路整備臨時交付金事業 9
特定環境保全公共下水道事業 10
公共下水道事業 11
可茂第3次拡張事業 12

平成21年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 農地整備課

○事業制度について	事業名	県営基幹農道整備事業
	事業目的	農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図り、併せて農村環境の改善に資することを目的として、農道の新設並びに改良を行う。
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> ・受益面積が概ね50ha（振興山村、過疎地域は30ha）以上であること ・車道幅員が概ね4m（振興山村地域は3m）以上であること ・新設又は改良に要する総事業費が1億円（特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、急傾斜地帯にあっては2,000万円）以上であること ・10年後自動車日交通量が概ね100台以上であり、かつ交通量の過半が農業に係るものであること
	概要 (メニュー)	・農道の新設又は改良
○費用対効果の分析について	うち貨幣換算する項目 ≈B≈	<ul style="list-style-type: none"> ○農業経営向上効果 <ul style="list-style-type: none"> ・走行経費節減効果・・・農産物の生産・流通に係る輸送経費の節減効果 ・維持管理節減効果・・・農道の管理労力等の軽減 ○生活環境整備効果 <ul style="list-style-type: none"> ・一般交通等経費節減効果・・・農道の開設、改良による旅行距離の短縮・舗装等による走行経費（燃料、タイヤ等消耗品費）の節減効果 ・安全性向上効果・・・安全施設整備による車両走行時の安全性向上 <p>年総効果額 ①=上記項目の年効果額の合計 廃用損失額 ② 還元率×(1+建設利息率) ③ 妥当投資額 ④=①÷③-②</p>
	その他項目	<ul style="list-style-type: none"> ○定住条件改善効果・・・通勤、通学、通院、福祉関係車両等の通行条件改善による住環境の向上 ○迂回路確保効果・・・災害時などの迂回路を確保することにより安全・安心な地域づくりに資する
B/C * :	費用のC算定	総事業費 ⑤
	費用便益の比基準	$\text{投資効率} = \text{妥当投資額}④ \div \text{総事業費}⑤$ <p>※投資効率が1.0以上であること</p>

平成21年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 農地整備課

○事業制度について	事業名	経営体育成基盤整備事業
	事業目的	地域農業の目指す展開方向を踏まえ、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これら経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、ほ場の大区画化、汎用化を行う区画整理を始め農業用用排施設、農道、暗渠排水等の生産基盤と必要に応じて生活環境基盤の整備を行う。
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了迄に担い手の利用集積増加率が20%以上となること ・受益面積が20ha以上であること
	概要(メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> ・生産基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> (1)農業用用排施設 (2)農道 (3)客土 (4)暗渠排水 (5)区画整理 (6)交換分合 ・生産基盤付帯 <ul style="list-style-type: none"> (1)土壤改良 (2)高付加価値農業施設移転等 ・生活環境基盤 <ul style="list-style-type: none"> (1)集落道 (2)集落排水 (3)集落防災安全施設 (4)生態系保全空間整備 等
○費用対効果の分析について	うち貨幣換算する項目 $\approx B \approx$	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産向上効果 <ul style="list-style-type: none"> ① 作物生産効果・・・水管理の合理化・乾田化による反収の増、転作作物の作付け増による増加所得 ② 営農経費の節減・・・大型機械導入による労務費および機械経費の節減 ③維持管理費の節減・・・道路・水路・用排水機場の維持管理経費の節減 ・生産基盤保全効果 <ul style="list-style-type: none"> ④更新効果・・・水路等の施設の更新により旧施設の機能が減退喪失することなく継続する ・⑤ 年総効果額 = ①+②+③+④ ・⑥ 廃用損失額 ・⑦ 還元率 × (1 + 建設利息率) ・⑧ 妥当投資額 = ⑤ ÷ ⑦ - ⑥
	その他項目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮についての協議会設立による地域住民活動の活性化 ・公共用地の創出
	費用の算定 $\approx C \approx$	<p>⑨ 総事業費</p>
費用便益B/C	費用便の基比準	<p>投資効率 = 妥当投資額⑧ ÷ 総事業費⑨</p> <p>※投資効率が1.0以上</p>

平成21年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について
課名：森林整備課

○事業制度について	事業名	森林居住環境整備事業
	事業目的	山村と都市の共生・対流を図り、快適な居住環境を広く創出することとし、居住地周辺の森林、山村地域の定住基盤、森林整備の基礎となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を総合的に実施する。
	採択基準	基幹道・・・地域森林計画に記載された林道。開設効果指数が1.2以上。利用区域面積が1000ha以上、かつ全体計画延長が7km以上。着工後10年以内に利用区域面積の10%（延べ面積）以上の森林整備が見込まれること。 管理道・・・地域森林計画に記載された林道。開設効果指数が0.9以上。利用区域面積が50ha以上、かつ全体計画延長が1km以上（過疎、特定・準特定市町村等は30ha以上かつ0.8km以上）。着工後10年以内に利用区域面積の10%（延べ面積）以上の森林整備が見込まれること。
	概要（メニュー）	・森林基幹道開設 ・森林管理道開設
○費用対効果の分析について ＊費用便益B/C＊	うち貨幣換算する項目 $\approx B$	<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養便益 ・山地保全便益 ・環境保全便益 ・木材生産等便益 ・森林整備経費縮減等便益 ・一般交通便益 ・森林の総合利用便益 ・災害等軽減便益 ・維持管理費縮減便益 ・山村環境整備便益 ・その他の便益
	その他項目	
	費用 $\approx C$ の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の積み上げ基準：事業費（建設費）+維持管理費 ・単価の基準：事業開始年度 ・現在価値化に用いる割引率4%（B及びC共通） ・評価対象期間は事業完了後40年間
	費用便益比の基準	B/C = 1.0以上

平成21年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について
課名：森林整備課

○事業制度について	事業名	森林環境保全整備事業		
	事業目的	森林の持つ機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資することを目的とし、このための森林整備に直結する林道を整備する。		
	採択基準	地域森林計画に記載された林道。開設効果指数が0.9以上。利用区域面積が50ha以上、かつ全体計画延長が1km以上（過疎、特定・準特定市町村等は30ha以上かつ0.8km以上）。着工後10年以内に利用区域面積の10%（延べ面積）以上の森林整備が見込まれること。		
	概要（メニュー）	・森林管理道開設 ・森林施業道開設		
○費用対効果の分析について ＊費用便益B/C＊	効果の項目 うち貨幣換算する項目 $\approx B$	<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養便益 ・山地保全便益 ・環境保全便益 ・木材生産等便益 ・森林整備経費縮減等便益 ・一般交通便益 ・森林の総合利用便益 ・災害等軽減便益 ・維持管理費縮減便益 ・その他の便益 		
	その他項目			
	費用 $\approx C$ の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の積み上げ基準：事業費（建設費）+ 維持管理費 ・単価の基準：事業開始年度 ・現在価値化に用いる割引率4%（B及びC共通） ・評価対象期間は事業完了後40年間 		
	費用便益比の基準	$B/C = 1.0$ 以上		

平成21年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 道路建設課

○事業制度について	事業名	地域連携推進事業（道路改築事業）
	事業目的	高速道路や自動車専用道路など幹線道路へのアクセスを向上させ、地域の交流・連携を促進すること等を目的としている。
	採択基準	道路改築事業（地方道） ・事業着手からおおむね7年以内に完成することを目標に整備する。
	概要（メニュー）	道路改築事業（現道の拡幅や線形改良及びバイパス等の道路建設を行う。）
○費用対効果の分析について ＊費用便益B/C＊	うち貨幣換算する項目 $\approx B \approx$	<ul style="list-style-type: none"> ・走行時間短縮便益 ・走行費用低減便益 ・交通事故減少便益
	効果の項目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境改善効果（エネルギー消費の減少、二酸化炭素削減） ・住民生活保全（騒音低減、大気汚染の改善） ・地域経済の発展
	費用 $\approx C \approx$ の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の積み上げ基準=道路整備に要する事業費+道路維持管理に要する事業費 ・単価基準（国土交通省道路局より原単位を提示） ・便益の評価期間は事業完成後50年間
	費用便益比の基準	道路事業の評価においては、費用対効果を判断する指標として費用便益比（B/C）を用いており、再評価においては事業全体の費用と、残事業の費用について便益分析を実施する。

平成21年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について
課名 河川課

○事業制度について	事業名	広域基幹河川改修事業（一級河川）
	事業目的	指定区間内の一級河川において、一定の計画に基づき浸水被害を未然に防止するため、河川改修を実施し国土の保全と民生の安定を図る
	採択基準	指定区間内の一級河川において、一定の計画に基づき施工される改良工事 総事業費が概ね12億円以上 以下の一に該当 ・被害防止区域内の農耕地が200ha以上、宅地が20ha以上、家屋が200戸以上 又は農耕地が100ha以上でかつ宅地が10ha以上もしくは家屋が100戸以上 ・費用便益比が1以上
	概要 (メニュー)	・築堤工 ・掘削工 ・護岸工 ・橋梁工 ・堰、樋管等付属構造物工
○費用対効果の分析について *費用便益 B/C*	効果の項目 うち貨幣換算する項目 ※B※	・家屋資産 ・家庭用品資産 ・事業所資産（償却・在庫資産） ・農漁家資産（償却・在庫資産） ・農作物資産（水田・畑） ・公共土木施設等
	その他項目	
	費用 ※C※ の算定	・事業費と維持管理費の合計 ・評価対象期間は整備期間+50年とする ・現在価値化に用いる割引率は4%（B及びC共通） ・維持管理項目は、毎年の維持管理費を現在価値化して積算 ・毎年の維持管理費は前年度までの累計投資事業費に維持管理比率0.5%を乗じた額
	費用便益比の基準	・費用便益比が1以上

○事業制度について	事業名	総合流域防災事業（一級河川）	
	事業目的	流域（圏域）単位で水害対策と土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、豪雨災害に対し流域一体となった総合的な対策を推進する (一定計画により一定区間の浸水被害を未然に防止するため、河川改修を実施し国土の保全と民生の安定を図る)	
	採択基準	河川改修費補助の採択基準に該当するもの (総事業費が概ね6億円以上) (被害防止区域内の農耕地が60ha以上、宅地が5ha以上、家屋が50戸以上) 一事業の総事業費が100億円未満 流域面積が100k m ² 未満かつ想定氾濫区域内人口が1万人未満である一級河川	
	概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> ・築堤工 ・掘削工 ・護岸工 ・橋梁工 	
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目 ※B※	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋資産 ・家庭用品資産 ・事業所資産（償却・在庫資産） ・農漁家資産（償却・在庫資産） ・農作物資産（水田・畑） ・公共土木施設等
		その他項目	
	費用 ※C※ の算定		<ul style="list-style-type: none"> ・事業費と維持管理費の合計 ・評価対象期間は整備期間+50年とする ・現在価値化に用いる割引率は4%（B及びC共通） ・維持管理項目は、毎年の維持管理費を現在価値化して積算 ・毎年の維持管理費は前年度までの累計投資事業費に維持管理比率0.5%を乗じた額
	費用便益比の基準		<ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比が1以上

平成21年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について
課名 岐阜市河川課

○事業制度について	事業名	総合流域防災事業（準用河川）
	事業目的	流域（圏域）単位で水害対策と土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、豪雨災害に対し流域一体となった総合的な対策を推進する。 (一定計画により一定区間の浸水被害を未然に防止するため、河川改修を実施し国土の保全と民生の安定を図る)
	採択基準	総事業費が概ね4億円以上24億円以内の準用河川に係る河川工事で、氾濫被害が防止される区域内に60ha以上の農地、50戸以上の家屋又は5ha以上の宅地が存するもの。
	概要（メニュー）	・築堤工 ・掘削工 ・護岸工 ・樋管、橋梁等附帯構造物
○費用対効果の分析について *費用便益比 B/C* :	効果の項目 うち貨幣換算する項目 ≪B≫	・家庭資産 ・家庭用品資産 ・事業所資産（償却・在庫資産） ・農漁家資産（償却・在庫資産） ・農作物資産（水田・畑） ・公共土木施設等
	その他項目	
	費用 ≪C≫ の算定	・事業費と維持管理費の合計 ・評価対象期間は整備期間+50年とする ・現在価値化に用いる割引率は4%（B及びC共通） ・維持管理項目は、毎年の維持管理費を現在価値化して積算 ・毎年の維持管理費は前年度までの累計投資事業費に維持管理比率0.5%を乗じた額
	費用便益比の基準	・費用便益比が1以上

平成21年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 街路公園課

○事業制度について	事業名	土地区画整理事業 地方道路整備臨時交付金（組合施工）
	事業目的	中心市街地から近距離に位置しながら、都市基盤整備の立ち遅れにより、生活環境に支障をきたしていることから、面的な整備を行い、良好な住環境の確保と効果的な土地利用の誘導を図る。
	採択基準	「土地区画整理事業採択基準」による。以下の5点すべてを満たすこと。 ①補助基本額3億円以上 ②都市計画事業 ③施行地区面積10ha以上 ④都市計画道路の新設又は改築を含む地区 ⑤施行後公共用地面積25%以上
	概要（メニュー）	・都市計画道路の整備並びにそれに付随する移転、移設、測量試験、調査等 ・土地区画整理事業施行地区内での道路築造、移転、移設、測量試験、調査等
○費用対効果の分析について	うち貨幣換算する項目 ≪B≫	I 道路の整備に伴う評価 <input type="radio"/> 走行時間短縮便益 <input type="radio"/> 走行経費減少便益 <input type="radio"/> 交通事故減少便益 II 土地区画整理事業に伴う評価 <input type="radio"/> 地代便益
	その他項目	
費用便益B/C	費用 ≪C≫ の算定	I 道路の整備に伴う評価 費用の算定=道路整備に要する事業費+道路維持管理に要する費用 算定期間は供用開始後50年間 II 土地区画整理事業に伴う評価 費用の算定=土地区画整理事業に要する事業費+維持管理費+用地費 算定期間は換地処分後40年間
	費用便益費の基準	I 道路の整備に伴う評価 $B/C \geq 1.5$ (費用便益分析マニュアル(平成20年11月28日)) II 土地区画整理事業に伴う評価 $B/C > 1.0$ (土地区画整理事業の費用便益分析マニュアル(平成11年2月17日))

平成21年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 下水道課

○事業制度について	事業名	特定環境保全公共下水道事業
	事業目的	自然環境の保全または農山漁村における水質の保全に資する。
	採択基準	対象区域→市街化区域以外の区域、規模→1,000~10,000人。
	概要(メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 市町村 ・対象処理水は汚水（生活雑排水、し尿、工場・事業場排水等）及び雨水。 ・管渠及び処理場の築造。
○費用対効果の分析について	うち貨幣換算する項目 ≈B≈	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活環境の改善効果 <ul style="list-style-type: none"> ○周辺環境の改善（=下水道整備によるドブの解消） <ul style="list-style-type: none"> ・中小水路の覆蓋化（設置・清掃）費用。 ○居住環境の改善（=便所の水洗化） <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の設置・維持管理費用 (2) 公共用水域の水質保全効果 <ul style="list-style-type: none"> ○公共用水域の存在価値等のうち下水道の整備によって保全・回復される価値 (3) 浸水の防除効果 <ul style="list-style-type: none"> ○浸水被害の軽減効果（=下水道整備で軽減される被害額）
	その他項目	<ul style="list-style-type: none"> ○処理場等の用地を公園等に活用できる価値 ○管渠の光ファイバー設置空間（電線類地中化）としての利用価値
費用便益B/C:	費用 ≈C≈ の算定	<ul style="list-style-type: none"> ○処理場、ポンプ場、管渠等にかかる建設費+用地費+改築費+維持管理費
	費用便益比の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○B/Cの値として1.0以上が必要。 社会情勢の変化等により、1.0未満となった場合は、事業計画の見直しも含めて対応方針を決定する必要がある。 (新規事業採択の場合、1.0未満であると、採択は不可能) <p>※費用効果分析については、「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)平成18年11月」に準拠する</p>

平成21年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課名 下水道課

○事業制度について	事業名	公共下水道事業
	事業目的	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上（便所の水洗化、悪臭の排除等の環境整備）に寄与し、あわせて公共用水域（伊勢湾等）の水質保全に資する。
	採択基準	対象区域→主に市街地、規模→制限無し。
	概要（メニュー）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 市町村 ・対象処理水は汚水（生活雑排水、し尿、工場・事業場排水等）及び雨水。 ・管渠及び処理場の築造。
○費用対効果の分析について	うち貨幣換算する項目 ≈B≈	<p>(1) 生活環境の改善効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周辺環境の改善（=下水道整備によるドブの解消） <ul style="list-style-type: none"> ・中小水路の覆蓋化（設置・清掃）費用。 ○居住環境の改善（=便所の水洗化） <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の設置・維持管理費用 <p>(2) 公共用水域の水質保全効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共用水域の存在価値等のうち下水道の整備によって保全・回復される価値 <p>(3) 浸水の防除効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浸水被害の軽減効果（=下水道整備で軽減される被害額）
	その他項目	<ul style="list-style-type: none"> ○処理場等の用地を公園等に活用できる価値 ○管渠の光ファイバー設置空間（電線類地中化）としての利用価値
費用便益B/C:	費用 ≈C≈ の算定	<ul style="list-style-type: none"> ○処理場、ポンプ場、管渠等にかかる建設費+用地費+改築費+維持管理費
	費用便益比の基準	<p>○B/Cの値として1.0以上が必要。 社会情勢の変化等により、1.0未満となった場合は、事業計画の見直しも含めて対応方針を決定する必要がある。 (新規事業採択の場合、1.0未満であると、採択は不可能)</p> <p>※費用効果分析については、「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)平成18年11月」に準拠する</p>

平成21年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

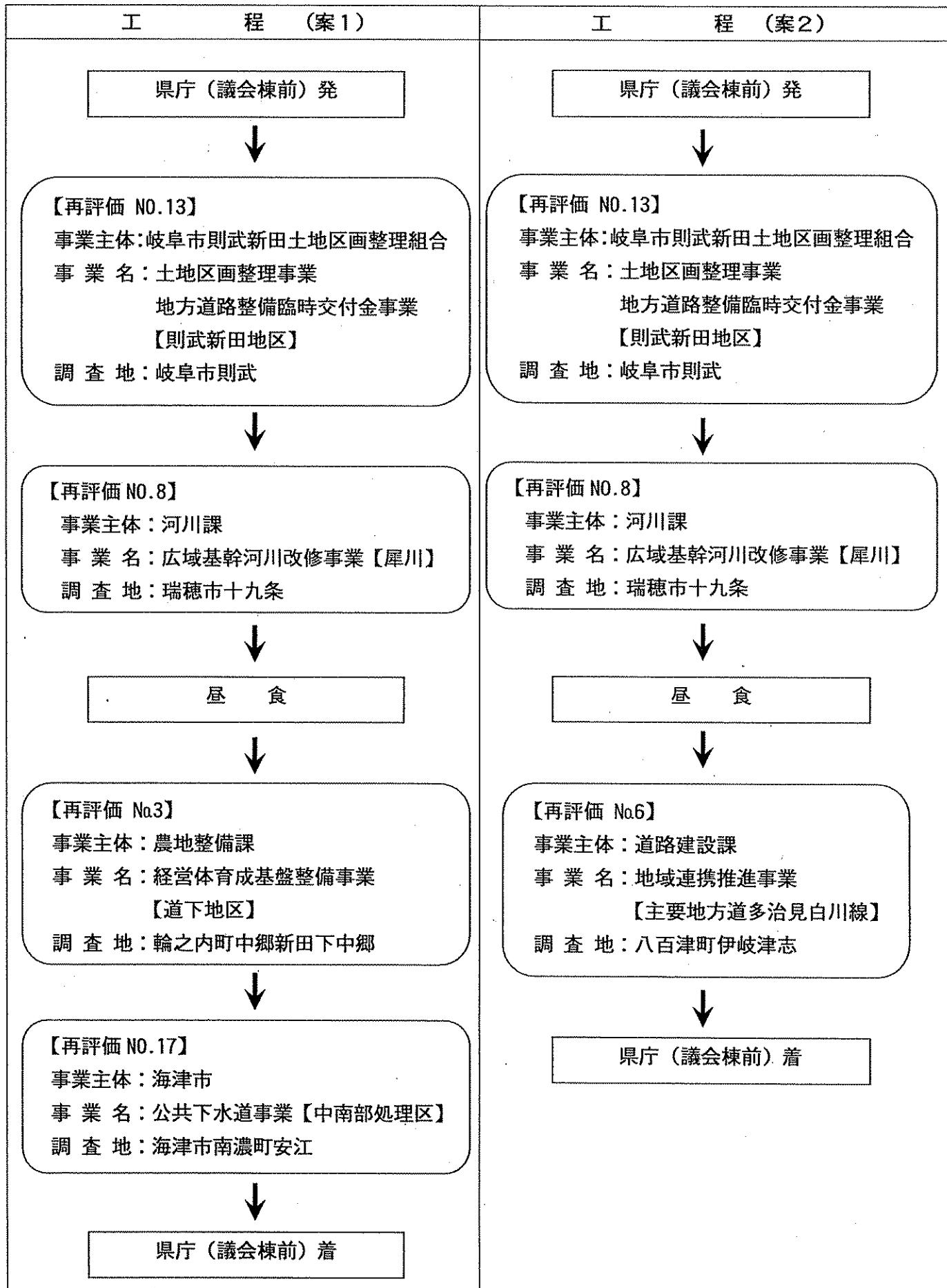
課名 水道企業課

○事業制度について	事業名	可茂第3次拡張事業
	事業目的	岐阜県可茂地域および東濃地域で使用される水道水の量は、中部経済圏の発展とともに毎年増加している。このため必要な水道水を供給できるよう、水道施設を拡張整備し、もって地域住民の公衆衛生の向上および生活環境の改善を図ることを目的としている。
	採択基準	給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること。 水道法第5条に規定する広域的水道整備計画に基づく事業であること。
	概要(メニュー)	計画目標年度 平成39年度 計画給水量 102,340(m ³ /日) ※日最大計画給水量 工事期間 平成5年度～平成24年度(補助年度H6～H24) 工事概要 送水管布設、調整池建設、ろ過池建設 等
○費用対効果の分析について	うち貨幣換算する項目	拡張事業を実施しなかった場合の減・断水被害の額を計上 ①生活用水被害額 一般の家庭で家事等に使用する水道水が減・断水した時の被害額 ②営業用水被害額 店舗の営業等の都市活動で使用する水道水が減・断水した時の被害額 ③工場用水被害額 工場(物の製造)で使用する水道水が減・断水した時の被害額
	その他項目	
費用便益B/C:	費用 ≈C≈ の算定	拡張事業を実施するための事業費および施設の維持管理費を計上する。 ①事業費 工事費、調査費、用地費、事務費 等 ②維持管理費 人件費、動力費、修繕費 等
	費用便益比の基準	①全体事業の費用便益比と②残事業の費用便益比をが基準値(1)以上であるかを評価し、組み合わせによって事業の効果を判断する。 全体事業 残事業 1以上 1以上 → 事業を継続 1以上 1未満 → 事業内容の見直しを行う 1未満 1以上 → 基本的に継続とするが事業内容の見直しも行う 1未満 1未満 → 基本的に中止

平成21年度 事後評価実施箇所一覧表

番号	担当課名	県事業		事業採択年度	完了予定期	全体事業費 百万円	事業業 名	路線名(地区名)	施工場所
		補助	県単						
1 農地整備課	○		H15	H15(締)		2,031	東芝園林商業用灌渠地盤防護事業	岐阜市明智町 荒崎地区	岐阜市明智町
2 農地整備課	○		H9	H15		831	県営湛水防除事業		大垣市
3 農地整備課	○		H11	H15		719	県営湛水防除事業	邑自川地区	養老郡養老町
4 農地整備課	○		H13	H19		1,470	県営中山間地域農村活性化総合整備事業	明智地区	恵那市明智町
5 農地整備課	○		H12	H15		874	県営農業集落排水事業	下・小田子地区	恵那市上矢作町
6 農地整備課	○		H11	H15		642	県営農業集落排水事業	久々野東部地区	高山市久々野町
7 農地整備課	○		H11	H15		622	県営農業集落排水事業	稻越地区	飛驒市河合町
8 林業整備課	○		H5	H16		2,378	森林休耕緊急整備事業	前金治～西間	高山市久々野町・朝日町
9 古山課	○		H10	H15		667	地すべり対策結合治山	石徹白	郡上市(旧白岸町)
10 道路建設課	○		H2	H19		13,656	地域連携推進事業	一般国道417号(徳山バイパス)	揖斐郡揖斐川町鶴見～揖斐郡揖斐川町塚
11 道路建設課	○		H10	H19		4,675	地域連携推進事業	一般国道257号(川上バイパス)	下呂市馬瀬川上
12 道路建設課	○		H12	H19		36,089	交通連携推進事業	一般国道248号(大田六ヶ八)	美濃加茂市御門町～郡市西田原
13 道路建設課	○		H12	H19		1,470	地方道路整備臨時交付金整備事業	主要地方道川島三輪線(三輪)	岐阜市太郎丸諏訪～岐阜市三輪宮前
14 道路建設課	○		H12	H19		5,412	地方道路整備臨時交付金整備事業	主要地方道岐阜美山線(平井)	山県市平井～山県市三日月
15 道路建設課	○		H14	H19		1,464	地方道路整備臨時交付金整備事業	一般県道藤原根尾線(徳山)	揖斐郡揖斐川町徳山地内
16 砂防課	○		S16	H15		1,585	公共地すべり対策事業	野ヶ原	中津川市神坂
17 砂防課	○		S63	H15		1,066	公共地すべり対策事業	与ケ根	中津川市千旦林
18 行路公团課	○		H15	H19		1,103	公共道路事業	岐阜駅前田寺側小2路線	岐阜市吉野町
事業数計		17	1						
		18							

平成21年度 第1回 岐阜県事業評価監視委員会 現地調査先（事務局案）



平成 21 年度 現地調査地候補箇所の事業概要集**行程 1**

土地区画整理事業・地方道路整備臨時交付金事業（則武新田地区）	··· 1
広域基幹河川改修事業（犀川地区）	··· 2
経営体育成基盤整備事業（道下地区）	··· 3
公共下水道事業（中南部処理間）	··· 4

行程 2

土地区画整理事業・地方道路整備臨時交付金事業（則武新田地区）	··· 5
広域基幹河川改修事業（犀川地区）	··· 6
地域連携推進事業（主要地方道多治見白川線）	··· 7

平成21年度 現地調査地候補箇所の事業概要

別紙一2

担当課〔 街路公園課 〕

事業名	土地区画整理事業、緊急地方道路整備事業												
地区名	則武新田地区												
平成20年度までの進捗率	68%												
事業概要	<p>事業目的：都市基盤整備の立ち遅れから、都市計画道路の整備と一体化した面的基盤整備を行い、良好な居住環境を有した住宅地の確保と効果的な土地利用の誘導を図る。</p> <p>事業期間：平成11年度～平成23年度 (事業採択年度：平成12年度) (補助期間：平成12年度～平成23年度)</p> <p>総事業費：8,018,000千円</p> <p>所在地：岐阜市 則武</p> <table> <tr> <td>工事概要：施行面積</td> <td>35.7 ha</td> </tr> <tr> <td>都市計画道路整備</td> <td>1,436.7 m</td> </tr> <tr> <td>区画道路整備</td> <td>8,723.6 m</td> </tr> <tr> <td>排水路整備</td> <td>948.6 m</td> </tr> <tr> <td>公園整備</td> <td>10,750.0 m² (5箇所)</td> </tr> <tr> <td>調整池整備</td> <td>1,900.0 m² (3箇所)</td> </tr> </table>	工事概要：施行面積	35.7 ha	都市計画道路整備	1,436.7 m	区画道路整備	8,723.6 m	排水路整備	948.6 m	公園整備	10,750.0 m ² (5箇所)	調整池整備	1,900.0 m ² (3箇所)
工事概要：施行面積	35.7 ha												
都市計画道路整備	1,436.7 m												
区画道路整備	8,723.6 m												
排水路整備	948.6 m												
公園整備	10,750.0 m ² (5箇所)												
調整池整備	1,900.0 m ² (3箇所)												
平成21年度事業概要	<p>事業費：702,000千円</p> <p>工事概要：都市計画道路築造 区画道路築造 排水路整備 建物等移転補償</p>												
備考	平成21年度再評価審議実施箇所												

平成21年度 現地調査地候補箇所の事業概要

別紙-2

担当課〔河川課〕

事業名	広域基幹河川改修
地区名	犀川
平成20年度までの進捗率	21.6%
事業概要	<p>事業目的：概ね5年に1度程度発生するおそれのある洪水を安全に流下させることができるように河川の整備を実施する。</p> <p>事業期間：昭和47年度～平成50年度</p> <p>総事業費：18,655百万円</p> <p>所在地：瑞穂市、本巣市</p> <p>工事概要：河川整備延長 L=8.7km 築堤工 V=50万m³ 挖削工 V=160万m³ 護岸工 L=15,000m 橋門・橋管工 N=41基 橋梁工 N=22橋 用地買収 A=44万m²</p>
平成21年度事業概要	<p>事業費：30百万円</p> <p>工事概要：橋梁工 1式</p>
備考	平成21年度再評価審議実施箇所

平成21年度 現地調査地候補箇所の事業概要

別紙-2

担当課〔農地整備課〕

事業名	経営体育成基盤整備事業
地区名	道下地区
平成20年度までの進捗率	96.6%
事業概要	<p>事業目的： 本地域は、西濃地域の穀倉地帯で周囲を輪中堤に囲まれた低平地である。地区内の区画は小さく、農道の幅員は狭く、水路は用排兼用の土羽水路で営農に多大な労力を要している。</p> <p>このため、区画整理等を行い農地の汎用化と大型機械の導入及び農地の集積を図り農業経営の安定を図る。また、環境との調和に配慮した水路を施行し多様な自然環境を保全する。</p> <p>事業期間：平成11年度～平成23年度（予定）</p> <p>総事業費：971,500千円</p> <p>所在地：安八郡 輪之内町 中郷新田 道下 他</p> <p>工事概要：区画整理 A=54.5ha 集落道路 L=0.7km</p>
平成21年度事業概要	<p>事業費：32,600千円</p> <p>工事概要：区画整理 1式 換地費 1式</p>
備考	

平成21年度 現地調査地候補箇所の事業概要

別紙一2

担当課 [下水道課]

事業名	海津市公共下水道事業
地区名	中南部処理区
平成20年度までの進捗率	74%
事業概要	<p>事業目的： 公共用水域の汚濁防止、水質保全、生活環境のより一層の向上を図る。</p> <p>事業期間： 平成2年度～平成32年度</p> <p>総事業費： 22,029 百万円</p> <p>所在地： 海津市南濃町安江地内（終末処理場）</p> <p>処理区域面積： 493 ha</p> <p>計画処理人口： 12,740 人</p> <p>工事概要： 排除方式： 分流式 計画汚水量： 7100 m³/日（日最大） 終末処理場： 南濃中南部浄化センター 水処理方式： 高度処理OD法 + 凝集剤添加 + 急速ろ過法 管渠延長： 19.1 km</p>
平成21年度事業概要	<p>事業費： 412 百万円</p> <p>工事概要： 南濃中南部浄化センター 水処理施設増設（土木） 管渠面整備 10ha</p>
備考	平成21年度再評価審議実施箇所

平成21年度 現地調査地候補箇所の事業概要

別紙－2

担当課〔 街路公園課 〕

事業名	土地区画整理事業、緊急地方道路整備事業
地区名	則武新田地区
平成20年度までの進捗率	68%
事業概要	<p>事業目的：都市基盤整備の立ち遅れから、都市計画道路の整備と一体化した面的基盤整備を行い、良好な居住環境を有した住宅地の確保と効果的な土地利用の誘導を図る。</p> <p>事業期間：平成11年度～平成23年度 (事業採択年度：平成12年度) (補助期間：平成12年度～平成23年度)</p> <p>総事業費：8,018,000千円</p> <p>所在地：岐阜市 則武</p> <p>工事概要：施行面積 35.7 ha 都市計画道路整備 1,436.7 m 区画道路整備 8,723.6 m 排水路整備 948.6 m 公園整備 10,750.0 m² (5箇所) 調整池整備 1,900.0 m² (3箇所)</p>
平成21年度事業概要	<p>事業費：702,000千円</p> <p>工事概要：都市計画道路築造 区画道路築造 排水路整備 建物等移転補償</p>
備考	平成21年度再評価審議実施箇所

平成21年度 現地調査地候補箇所の事業概要

別紙-2

担当課〔 河川課 〕

事業名	広域基幹河川改修
地区名	犀川
平成20年度までの進捗率	21.6%
事業概要	<p>事業目的：概ね5年に1度程度発生するおそれのある洪水を安全に流下させることができるように河川の整備を実施する。</p> <p>事業期間：昭和47年度～平成50年度</p> <p>総事業費：18,655百万円</p> <p>所在地：瑞穂市、本巣市</p> <p>工事概要：河川整備延長 L = 8.7km 築堤工 V = 50万m³ 堀削工 V = 160万m³ 護岸工 L = 15,000m 橋門・橋管工 N = 41基 橋梁工 N = 22橋 用地買収 A = 44万m²</p>
平成21年度事業概要	<p>事業費：30百万円</p> <p>工事概要：橋梁工 1式</p>
備考	平成21年度再評価審議実施箇所

平成21年度 現地調査地候補箇所の事業概要

別紙-2

担当課【道路建設課】

事業名	道路改築事業、地域活力基盤創造交付金
地区名	主要地方道 多治見白川線 可児郡御嵩町大庭～加茂郡八百津町伊岐津志
平成20年度までの進捗率	30.6%
事業概要	<p>事業目的：急峻な山岳地形で、幅員が狭く、急カーブ等の線形不良区間が連続するため、幅員整備、線形不良区間の解消により、交通の円滑化、可児御嵩インターへのアクセス向上を図る。</p> <p>事業期間：平成7年度～平成27年度（予定）</p> <p>総事業費：6,768百円</p> <p>所在地：可児郡御嵩町大庭～加茂郡八百津町伊岐津志 (主要地方道 多治見白川線)</p> <p>工事概要：</p> <p>延長 L=2,470m うち、トンネル L=1,363m</p> <p>幅員 W=6.0 (11.0)m (車道幅員 6.0m (2車線)、歩道幅員 3.5m (片側))</p>
平成21年度事業概要	<p>事業費：20百万円</p> <p>工事概要：道路改良工 L=780m うち、トンネル工 L=690m (債務工事予定)</p>
備考	

平成21年度岐阜県事業評価監視委員会開催計画(案)

回	開催日時	開催場所	議事内容	備考
第1回	4月27日(月) 13:30~	岐阜県庁舎9階 9北-2会議室	○再評価実施箇所の概要説明 ○事後評価の実施 ○現地調査箇所の選定	
第2回	5月20日(水)	現地調査	○現地調査実施	県公用車 (マイクロバス 200さ089 7)
第3回	6月17日(水) 13:30~		○再評価詳細審議(市町村等事業) ・河川課所管事業(1箇所) ・下水道課所管事業(4箇所) ・街路公園課所管事業(1箇所)	
第4回	7月29日(水) 13:30~		○再評価詳細審議 ・農地整備課所管事業(3箇所) ・森林整備課所管事業(2箇所) (内市町村事業1箇所) ・道路建設課所管事業(1箇所)	
第5回	8月28日(金) 13:30~		○再評価詳細審議 ・河川課所管事業(5箇所) (内河川整備計画策定3箇所) ・水道企業課所管事業(1箇所)	
第6回	月 日() (12月~2月)		○事後評価詳細審議 農地整備課、森林整備課、 治山課、道路建設課、砂防課、 街路公園課(各1箇所)	

関係要綱等

- 岐阜県公共事業再評価要綱 ----- 1 ~
- 岐阜県事業評価監視委員会設置要綱 ----- 6 ~
- 岐阜県事業評価監視委員会運営要領 ----- 8 ~
- 岐阜県事業評価監視委員会傍聴要領 ----- 13 ~
- 岐阜県事業評価監視委員会委員公募要領 ----- 16 ~

【岐阜県県土整備部技術検査課】

本要綱及び要領については、インターネット（ぎふポータルの岐阜県事業評価監視委員会のページ）にて広く一般に公開しております。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11656/hyouka/index.htm>

岐阜県公共事業再評価要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜県が実施する公共事業（以下「事業」という。）の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の採択後一定期間を経過した後も着工がされていない事業、事業の採択後既に長期間が経過している事業等の再評価を行い、事業の実施に当たり必要に応じてその見直しを行い、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するための手続（以下「再評価システム」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(再評価の対象とする事業の範囲)

第2条 再評価の対象とする事業は、次のとおりとする。ただし、維持管理に係る事業及び災害復旧に係る事業を除くものとする。

- (1) 「環境衛生施設整備事業の再評価実施要領（平成11年3月9日付け生衛発第355号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）」、「国営土地改良事業等再評価実施要領（平成10年3月27日付け10海建第193号（設）東海農政局長通知）」、「林野公共事業の事業評価実施要領（平成12年3月13日付け12林野計第73号林野庁官通知）」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成15年3月31日付け国官総第702号の3国官技第331号の3国土交通事務次官通知）」及び「自然公園等事業の再評価実施要領（平成11年3月1日付け環自施第60号環境庁自然保護局長通知）」（以下これらを「国の再評価実施要領等」という。）に定める厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省所管の補助事業等（国庫からの補助、出資又は貸付に係る事業をいう。以下「補助事業」という。）
- (2) 別表第1に定める岐阜県が実施する単独事業（以下「県単事業」という。）

(再評価を実施する事業)

第3条 再評価を実施する事業は、補助事業については国の再評価実施要領等に定める事業、県単事業については次に掲げる事業とする。

- (1) 用地補償費や工事費等の事業費が最初に予算化された年度（以下「事業開始年度」という。）から、5年間を経過しても未着工の事業
- (2) 現在着工している事業（一部供用されている事業を含む。）のうち、事業開始年度から一定期間（道路事業（改築事業等）及び河川事業（河道整備等）で平成12年度以前に用地補償費や工事費等の事業費が最初に予算化された事業

については10年間、その他の事業については5年間とする。)が経過しているもの。

- (3) 準備計画段階(調査検討の事業費が予算化された時点から、用地補償費や工事費等の事業費が予算化されるまでの段階をいう。以下同じ。)で5年間が経過している事業
- (4) 再評価を実施した後5年間が経過した時点で、未着工又は継続中(一部供用されている事業を含む。)の事業
- (5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要があると事業を所管する部局長(以下「事業所管部局長」という。)が判断をした事業

(再評価の実施時期)

第4条 再評価の実施時期は、補助事業については国の再評価実施要領等によるものとし、県単事業については次のとおりとする。

- (1) 事業開始年度から5年間を経過しても未着工の事業については、事業開始年度から5年目の年度の当該年度末まで。
- (2) 事業開始年度から5年間が経過して継続中(一部供用されている事業を含む。)の事業については、事業開始年度から5年目の年度の当該年度末まで。
- (3) 準備計画段階で5年間が経過している事業については、5年目の年度の当該年度末まで。
- (4) 前3号に掲げる場合の他、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要があると事業所管部局長が判断をした事業については、必要と認める時期

(再評価の視点)

第5条 再評価を行う際の視点は、補助事業については国の再評価実施要領等に定めるところにより、県単事業については国の再評価実施要領等に定めるところに準じるものとする。

(評価手法の設定)

第6条 再評価の手法は、補助事業にあっては国の再評価実施要領等に定めるところにより、県単事業にあっては、国の再評価実施要領等に定めるところに準じ、設定するものとする。

(対応方針案の作成)

第7条 再評価の対象となる事業を所管する部局においては、部局内に事業再評価検討委員会を設置し、当該検討委員会において、再評価を行うにあたって必要となる

データの収集、整理等を行い、事業の継続（必要に応じて事業手法、施設規模等の内容の見直しを含む。）又は中止（これらに伴う事後措置を含む。）の方針（以下「対応方針」という。）の案を作成するものとする。

2 知事は、対応方針を決定する場合には、あらかじめ、次条に定める岐阜県事業評価監視委員会の意見を聞くものとする。

（事業評価監視委員会）

第8条 知事は、再評価の客観性、透明性を確保するため、学識経験者等第三者から構成される岐阜県事業評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）を設置する。

2 監視委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、知事が別に定める。

（監視委員会の役割）

第9条 監視委員会は、再評価の実施手続きを監視し、知事から諮問された対応方針の案について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、知事に対し意見の具申を行うものとする。

（対応方針の決定）

第10条 知事は、監視委員会から意見の具申を受けたときは、これを最大限に尊重し、対応方針を決定する。

（河川事業、ダム事業の取扱）

第11条 河川事業、ダム事業における再評価の実施手続きについては、河川法（昭和39年法律第167号）に基づく河川整備計画の策定変更の手続きの活用を図るものとし、河川整備計画の策定変更の際、河川法に基づき、学識経験者、関係住民、地方公共団体の長の意見を聴くにあたって学識経験者等から構成される委員会等が設置される場合は、監視委員会に代えて、当該委員会において審議を行うものとする。

（評価結果、対応方針等の公表）

第12条 知事は、再評価の結果及び対応方針その他必要な事項を公表するものとする。

（その他）

第13条 事業所管部局長は、本要綱に基づき、各事業毎の再評価についての実施細目を必要に応じて定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

再評価の対象とする県単独事業

事業区分	対象基準
水道事業	全体事業費3億円以上
道路事業 (道路建設課所管)	2.0km以上の改良工事 長大橋 トンネル
道路事業 (道路維持課所管)	全体事業費3億円以上
河川事業	全体事業費3億円以上 排水機場
砂防事業	全体事業費3億円以上
街路事業	全体事業費3億円以上
公園事業	全体事業費3億円以上
農業農村整備事業	全体事業費3億円以上
林道事業	全体事業費3億円以上
治山事業	全体事業費3億円以上

備考 この表に掲げる事業区分以外の事業若しくは対象基準以下の事業であつても、事業所管部局長が再評価が必要と判断した事業は、主要な県単独事業として取り扱うことができる。

岐阜県事業評価監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県公共事業再評価要綱第8条第2項の規定に基づき、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 再評価システムの運用状況の確認
- (2) 再評価の対象事業に関し、県が作成した対応方針案の審議
- (3) 対応方針案に係る意見の具申
- (4) その他委員長が必要と認める事務

(組織)

第3条 委員会は、委員14名以内をもって組織する。

- 2 委員は、県内の実状を理解し、公平な立場にある有識者のうちから、岐阜県知事（以下「知事」という。）が委嘱する。この場合において、別に定めるところにより、委員の一部を公募によることができるものとする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員のうちから委員長の指名する者をもって充てる。
- 4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。ただし、公募により委嘱する委員の再任は、原則として1回に限るものとする。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長をもってあてる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員会が審議対象事業の現地調査を行う場合については、この限りでない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(公表)

第6条 委員会の会議は、原則公開する。ただし、審議する事項が次の各号に該当す

ると認められる場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 岐阜県情報公開条例（平成12年12月27日岐阜県条例第56号）第6条の各号に該当するとき
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき
- 2 前項の規定により会議を公開しない場合には、委員会の会議に諮り、出席委員の過半数の同意を得なければならない。
- 3 委員会の議事録は、審議の概要を記した要点筆記とし、原則公表する。

(意見の聴取)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、委員長は、関係者の出席を求め、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(市町村事業等)

第8条 委員会は、市町村等が事業主体である事業について、知事が当該市町村長等からその評価の依頼を受けた場合には、当該事業に関し第2条に規定する事務を行うことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、県土整備部技術検査課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成10年11月12日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

岐阜県事業評価監視委員会運営要領

第1 目的

この運営要領は、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱（以下「設置要綱」という。）第10条の規定に基づき、委員会の審議方法に関し必要な事項を定める。

第2 委員会の会議の運営に関する事項

1 会議の開催

会議は、設置要綱第5条第1項の規定に基づき委員長が招集するが、委員改選後の最初の会議は、岐阜県知事（以下「知事」という。）が招集するものとする。

2 会議の記録

事務局は、委員会の審議内容等について要点を筆記した概要書を作成し、委員長及び委員長が委員会の議事に先立ち出席委員の中から指名する委員3名の確認・署名を得なければならない。

3 会議で用いる資料

- (1) 再評価を実施する事業、その事業の再評価結果及び対応方針の案を記載した再評価実施箇所一覧表
- (2) 各事業所管部局が、再評価を行うにあたって必要となるデータの収集、整理等を行い、作成した再評価に係る資料
- (3) その他委員会審議に関し委員長が必要と認めた資料

4 河川整備計画の策定・変更の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更の際、学識経験者等から構成される委員会等（以下「流域委員会等」という。）が設置されている場合は、本委員会に代えて、当該流域委員会等において審議を行うものとし、その審議結果について、本委員会に報告するものとする。

第3 委員会の会議の透明性の確保に関する事項

1 会議の開催日程、開催場所の公表

委員会の会議の透明性の確保を図るため、会議の開催日程、開催場所等について、あらかじめ知事が公表するものとする。

2 会議の傍聴

- (1) 委員会の会議は、委員長の許可を得たものが傍聴することができる。

- (2) 委員長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。
- (3) 委員長は、会議の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。
- (4) 前3項に定めるほか、傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

3 議事内容等の公表

委員会は、会議に提出された資料及び議事概要書について、次に掲げる情報を除くほかは全て公開する。

- (1) 非公開会議の記録の中で、特に秘密を要するもの。
- (2) 公開することによって、率直な意見の交換若しくは意思決定過程の中立性が不当に損なわれる恐れのあるもの又は特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼす恐れのあるもの。

4 公表の時期

公表は、会議終了後速やかに行うものとする。

第4 市町村事業等に関する事項

1 市町村事業等の審議依頼

市町村等が事業主体である事業の評価については、別記様式1により、当該市町村長等が知事へ依頼することにより、委員会の審議対象事業とするものとする。

審議対象となる市町村事業等について、当該市町村長等は、事前に県の事業担当課と十分な連絡調整を図るものとする。

2 県事業担当課との連携調整

当該市町村事業等を指導・監督する県の事業担当課は、当該市町村事業等の対応方針案の作成のための資料作成、委員会説明、現地調査等について、十分な連携調整並びに助言を行うものとする。

3 対応方針の決定

当該市町村長等は、委員会から意見の具申を受けたときは、これを最大限に尊重して対応方針を決定し、その結果を別記様式2により、速やかに知事へ報告するものとする。

第5 その他

この運営要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成10年11月12日から適用する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年6月3日から適用する。

〇〇第 号
平成 年 月 日

岐阜県知事

様

〇〇市（町村等）長 氏 名 団

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名
- ・河川・路線名等
- ・工区名
- ・再評価の要件

2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

3 県の事業担当課名

〇〇第 号
平成 年 月 日

岐阜県知事 様

〇〇市(町村等)長 氏 名 印

再評価対象事業の対応方針の決定について

平成 年 月 日付け〇〇第 号の依頼により、岐阜県事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)に審議をお願いしております下記事業について、審議結果並びに委員会意見を踏まえ、対応方針を決定いたしましたので、委員会運営要領第4の3の規定により報告いたします。

記

1 再評価対象事業

2 対応方針

岐阜県事業評価監視委員会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、岐阜県事業評価監視委員会（以下、「委員会」という。）運営要領第3の規定に基づき、委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

(委員会の傍聴)

第2条 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という）及び報道関係者（県政記者クラブ及び警察記者クラブに所属する者等をいう。）は、委員会の会議を傍聴することができる。

(傍聴人の定員等)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、前項の定員を変更することができる。

(傍聴券)

第4条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴券の交付を受けるものとする。

2 傍聴券（別記様式）は、委員会の当日、受付で先着順により交付する。

3 傍聴人は、傍聴券に住所及び氏名を記入するものとする。

4 傍聴人は、傍聴券に記載された日に限り委員会の会議を傍聴することができる。

(傍聴券の提示)

第5条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入り口で係員に傍聴券を提示するものとする。

2 傍聴人は、係員から要求があったときは、傍聴券を提示するものとする。

(傍聴券の返還)

第6条 傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴券を返還するものとする。

(傍聴することができない者)

第7条 次の各号に掲げる者は、委員会の会議を傍聴することができない。

一 銃器、棒、つえその他の物で人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

二 はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他これらに類する物を携帯している者

三 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットその他これらに類する物を着用し、又は携帯している者

四 ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機その他これらに類する物を携帯している者。ただし、委員長の許可を受けた者及び報道関係者は除く。

五 酒気を帶びている者

- 六 その他議事を妨害するおそれが明らかにあると委員長が認める者
- 2 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員に、前項第一号から第四号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる
- 3 委員長は、傍聴人が第1項第一号から第四号までに規定する物品を携帯しているとき又は前項の質問に応じないときは、その者を退場させることができる。ただし、委員長の許可を受けた場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 二 会話し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てるなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
- 三 持ち物を掲げる等による示威的行為をしないこと。
- 四 飲食をしないこと。
- 五 みだりに席を離れないこと。
- 六 その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、いかなる場合にも係員の指示に従うものとする。

(違反に対する処置)

第10条 傍聴人がこの要領に違反する行為をしたときは、委員長は、当該行為を制止し、これに従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(適用除外)

第11条 この要領は、県が委員会を進行するために行う事業に従事する者に対しては、適用しない。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年6月3日から施行する。

別記様式（第4条関係）

表

傍聴券	傍聴人
住所 _____	年月日 _____
氏名 _____	住所 _____
年月日（当日限り）	
岐阜県事業評価監視委員会委員長 印	

裏

傍聴人の守るべき事項

- 1 会場における言論に対して拍手
その他の方法により公然と可否を
表明しないこと。
- 2 会話し、放歌し、高笑し、その
他騒ぎ立てるなど、他人の迷惑と
なる行為をしないこと。
- 3 持ち物を掲げる等による示威的
行為をしないこと。
- 4 飲食をしないこと。
- 5 みだりに席を離れないこと。
- 6 その他会場の秩序を乱し、又は
議事の妨害となるような行為をし
ないこと。

岐阜県事業評価監視委員会委員公募要領

第1 趣旨

この要領は、岐阜県事業評価監視委員会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、岐阜県事業評価監視委員会委員（以下「委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定める。

第2 応募の資格

応募の資格は次のとおりとする。

- 1 県内に居住又は通勤・通学する者
- 2 年齢20歳以上の者（公募実施年の4月1日現在）
- 3 国、地方公共団体の議員及び常勤の公務員でない者
- 4 公募実施時期において、委員に委嘱されていない者

第3 募集人員

公募による委員は、若干名とする。

第4 委員の公募方法

委員の公募に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

- 1 岐阜県事業評価監視委員会委員応募書（別紙様式）
- 2 レポート（800字以内・任意様式）
　　テーマ：私が考える岐阜県の公共事業のあるべき姿

第5 選考委員会の設置

- 1 委員の選考にあたり、選考委員会を設置する。
- 2 選考委員会は、次の職にある者をもって構成する。
 - (1) 県土整備部長
 - (2) 県土整備部次長
 - (3) 県土整備部土木技監
 - (4) 県土整備部建設政策課長
 - (5) 県土整備部技術検査課長
 - (6) 県土整備部技術検査課建設技術企画監
- 3 選考委員会に、委員長を置く。
- 4 委員長は、県土整備部長の職にある者をもって充てる。
- 5 選考委員会は、委員長が招集する。ただし、緊急その他やむを得ない理由により選考委員会を開催することができないときは、書類の合議をもって選考委員会の開催に代えることができる。
- 6 選考委員会の庶務は、県土整備部技術検査課において処理する。

第6 委員の選考

- 1 委員の選考は、選考委員会において行う。
- 2 委員の選考に当たっては、年齢、性別、提出された意見及び社会的活動の経験等を総合的に考慮するものとする。

第7 選考結果の公表

選考結果については、応募者本人に通知するとともに、選任者の氏名を県のホームページにおいて公表するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成16年1月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

<様式>

岐阜県事業評価監視委員会委員応募書

岐阜県事業評価監視委員会委員に次のとおり応募します。

なお、下記記載事項につきましては、事実と相違ありません。

平成 年 月 日

ふりがな 氏名	-----	性別 (男・女)	生年月日 年 月 日
住所	〒 -		
電話番号	(自宅・勤務先) 畠 一 一	職業	
レポート	次のテーマに関するレポートを添付してください。 (800字以内・用紙及び様式任意) 「私が考える岐阜県の公共事業のあるべき姿」		

以下の活動経験について、差し支えない範囲で記入してください。

	名称・自治体等名	期間
国・県・市町村の審議会委員、モニター等の経験		
	内容	年月または期間
その他の活動経験		

※ 記入上の留意事項

- 審議会には、委員会、協議会などを含みます。
- その他の活動経験には、例えば、地域づくり、地域文化、環境保全、福祉・保健医療、教育・学習、消費生活、人権、女性関係などの団体活動・グループへの参加状況や経験などを記入してください。